平成２５年（フ）第１９２９号
東京都東村山市富士見町１丁目14―４―206
債務者　飯田　　勲
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３０号
東京都西東京市田無町４丁目23―７―103
債務者　内野　夏子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３１号
東京都江戸川区西小岩３丁目37―２
債務者　松本ひと美
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３３号
東京都新宿区若松町35―15―２Ｆ―11
債務者　芝井　優子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３４号
東京都練馬区大泉学園町８丁目26―５―302
債務者　阿部　典子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目１番７―303号
債務者　高橋　徳雄
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８号
長野県南佐久郡南相木村3725番地１
債務者　田中　一明
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月22日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第７６７号
東京都江戸川区一之江２丁目18―20―102、住民票上の住所東京都江戸川区一之江４丁目９―21―301
債務者　根上絵美里
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９１号
東京都中野区新井１丁目14―10―201
債務者　吉野やよい
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８０号
大阪府東大阪市岩田町１丁目３番13号　ＹＡＮＯ花園ハイツ108号
債務者　坂本　　実
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４１号
大阪市鶴見区今津南２丁目４番38―403号
債務者　大津　充彦
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７７号
東京都板橋区板橋１丁目４―１―102
債務者　佐々木早苗
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８１号
東京都墨田区押上２丁目１―５―503
債務者　濱田　富雄
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８２号
東京都江戸川区南葛西４丁目５―12―202
債務者　北川イスラエリタこと　キタガワ　イスラエリタ　ロヴェンディーノ
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９３５号
埼玉県所沢市並木２丁目１―３―202
債務者　工藤　由紀
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の95　町営あかしや南団地４―302
債務者　林田　艶子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係